

特 200 51  
832 15

電氣事業報告書其の他  
諸調表の調製に關する質疑應答

社団法人 電氣協會關西支部

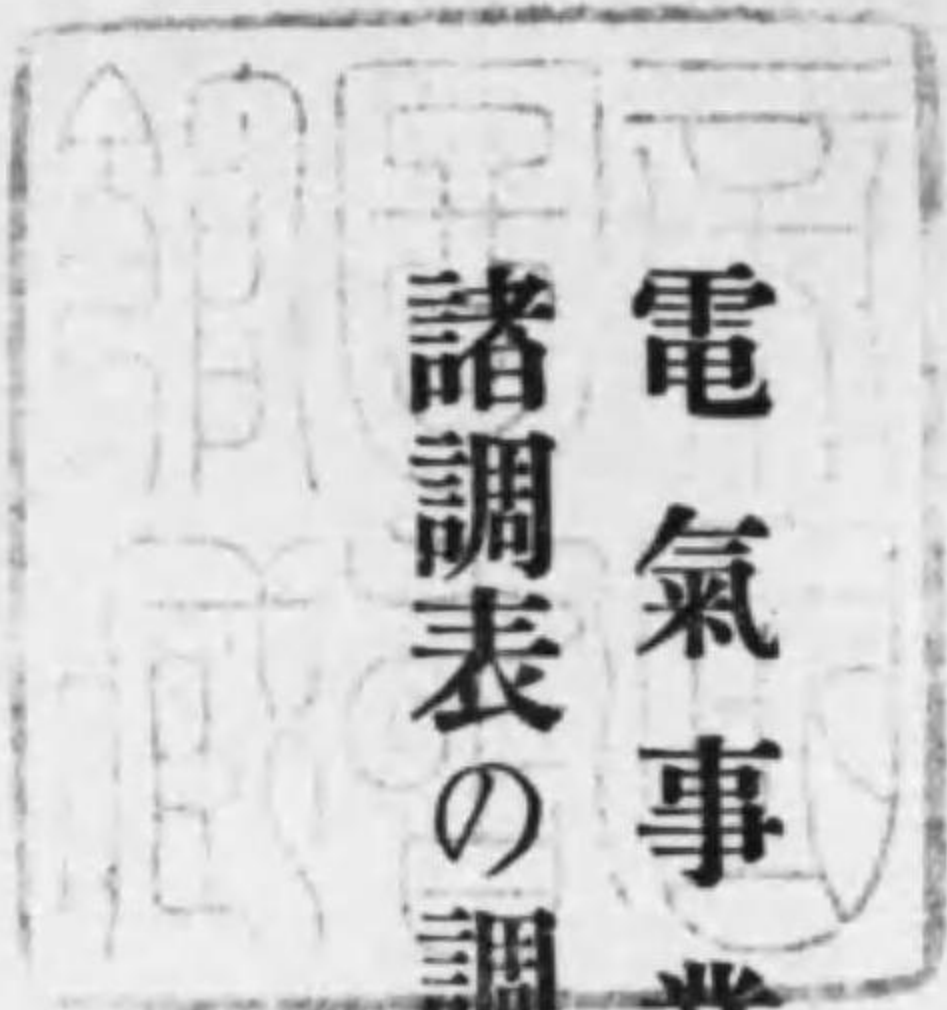
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



特 250  
832

電氣事業報告書其の他  
諸調表の調製に関する質疑應答



法人團 電氣協會關西支部



## 序

電気事業法施行規則の改正に依り根本的改正を見たる電気事業報告書其の他諸調表の様式に關する質疑事項に就き之が解釋を明にし其の實際調製に際し誤りなからしむる爲當支部は曩に本協會本部(東京)に於て開催せる研究會の後を承け更に昭和八年七月十四日大阪に於て之が研究會を開催せり。

本記録は其の際關西地方各事業者より提出せられたる質疑事項に對し研究會席上逡信省當局より應答せられたる所を記述し之を印刷せるものなり、而して本質疑事項提出に際しては前回本部に於て開催せる際の記録を參照し質問の重複を避けたり。

尙ほ本研究會には當局として逡信省電気局より杉木屬御出張あり其の他大阪逡信局よりは川島電気課長を始め係官の御臨席ありたり。

昭和八年八月

本報告書は、東京電氣事業の概況を明らかにし、その進歩を述べ、今後の展望を示すものである。本報告書の編纂に当たっては、関係各機関の協力を得た。本報告書の編纂に当たっては、関係各機関の協力を得た。本報告書の編纂に当たっては、関係各機関の協力を得た。

### 目次

一、電氣事業報告書……………一

一、用紙……………一

一、一般……………一

一、第一表……………二

一、第二表……………五

一、第三表……………六

一、第四表……………六

一、第五表……………七

一、第六表……………七

一、第七表……………八

一、第八表……………一八

一、第九表……………一九

一、第十表……………二一

一、第十一表……………二一

一、第十二表	二一
一、第十三表	二二
一、第十四表	二三
一、第十五表	二三
一、第十六表	二三
一、第十七表	二四
一、第十八表	二四
一、第十九表	二五
一、第二十一表	二六
一、第二十二表 送電系統圖	二六
二、發電及送電豫定計畫資料	二七
一、第一表	二七
一、第四表	二八
一、第九表	二九
三、其他	三〇

電氣事業報告書其の他諸調表の調製に關する質疑應答

一、電氣事業報告書

用紙

一、問、各表ノ記載方ハ複寫式ニテ記入シ紙質ハ複寫用紙又ハ日本紙質ノモノニテ差支ナキヤ  
 答、差支なし。但し可成強靱且文字を鮮明ならしむるものを使用せられたし

一般

一、問、電氣鐵道事業者ガ自己ノ營ム兼營事業ニ使用スル電燈、電力及電熱(是等ノ部分ニ對シテ自家用電氣工作物施設ヲ爲ス)ニ對シテ  
 百「キロワット」未滿ノ電力供給ヲ爲ス場合ハ何レノ表ニ記載スベキモノナリヤ  
 答、第七表に記載せられたし

二、問、記載方法第七號ノ記載事項ナキ場合ノ記號「—」ハ縱ニ引クベキカ又ハ横「—」ニ引クベキカ  
 答、横式記入なるを以て横に引かれたし

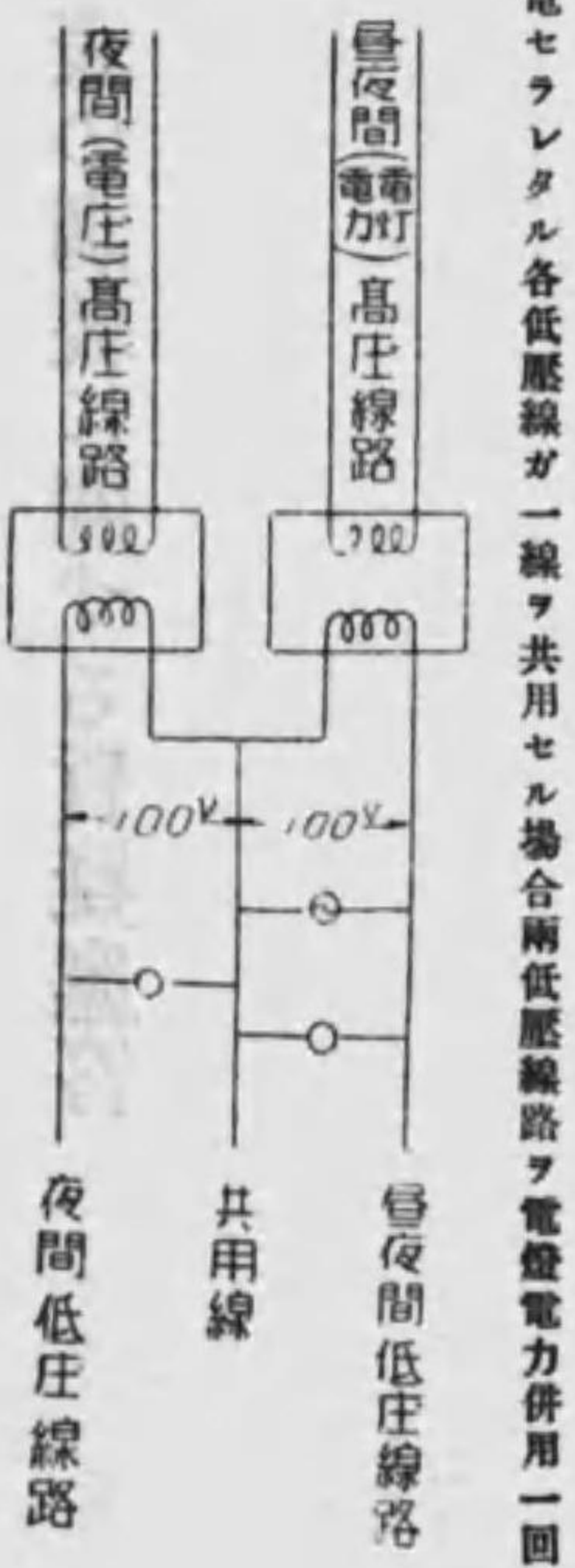
電氣事業報告書、用紙、一般

第一表

一、問、軌道兩側中片側ニハ電線架渉無キ場合ニ於テモ二本ト計上スベキヤ  
 答、二本と計上せられたし

二、問、電氣鐵道附帯用ノモノニ對シ一般需用家ト同一ニ取扱フ場合ハ附帯設備用配電線路モ第一表第二表及第五表ニ掲上スベキモノニ非ズヤ  
 答、電氣鐵道事業の附帯設備たる配電設備は第一表第二表及第五表には掲上すべきものにあらず。然れ共若し供給事業と鐵道事業とを兼營するが如き事業に於て停留場、踏切番小屋等に對し電氣鐵道の附帯設備とせずして供給事業の方面より一般需用家として之等の電燈及電力の供給を爲すものなるときは之は一般需用家としての取扱ひを必要とすべく、此の場合には此の電燈電力供給用配電線路は當然第一表第二表及第五表に掲上すべきものなるなり

三、問、夜間(電燈)及晝夜間(電燈、電力)ノ各高壓線ヨリ變電セラレタル各低壓線ガ一線ヲ共用セル場合兩低壓線路ヲ電燈電力併用一回線ト看做スベキヤ(第五表ニ於テモ同様ナリ)  
 答、或る一線を共用し一方を夜間低壓電燈電力線とし他方を晝夜間低壓電燈電力線とし使用する場合、此の電線路は電燈電力併用一回線として取扱ふこととせられたし



四、問、配電線ノ互長ニ於テ低壓、高壓及高低壓併架トアリテ第五表ニハ電燈用、電力用及電燈電力併用ノ各高壓低壓ニ區別セラレ之レヲ第一表ト比較對照シ一致セシムル爲メ第五表ノ電燈用、電力用及電燈電力併用ノ各高壓、低壓欄ノ外ニ高壓、低壓併用ノ欄ヲ設ケラレ度  
 更ニ回線延長モ同様トス(第五表ニ於テモ同様ナリ)

答、將來報告書様式改正の際には趣旨を参考とすることとすべし

五、問、甲乙兩變電所間送電線路二回線アリ支持物ヲ異ニスルモ河川橫斷ケ所其ノ他一部分全一鐵塔ニ架設セル場合ノ互長ハ如何ニスベキヤ  
 答、河川橫斷箇所其の他特殊の箇所にて二箇の送電線路が全く部分的に全一鐵塔に架設せられある場合に於ける互長の如きは、之等併架の關係を考慮に入ることなく、各送電線路の互長には其の併架部分の互長をも含みしめたるものを記載せられたし。此の場合支持物の計算に於ては實數を記載し置かれたし



六、問、送電線ト配電線ト併用セルモノノ回線延長ハ双方ニ掲上シ別ニ實數ヲ記載スルモノナリヤ例ヘバ左圖ノ如キ場合如何  
 答、送電線ト配電線ト併用セルモノノ回線延長ハ双方ニ掲上シ別ニ實數ヲ記載スルモノナリヤ例ヘバ左圖ノ如キ場合如何



前圖ニ於テ双方ニ揚上スル場合又ハ揚上セザル場合如何ニ区分スベキヤ

答、送電線及配電線の意義に付ては電氣工作物規程の定むる所なり。即ち之が定めに依れば本圖に於てはA B間に於けるものは之を送電線と見ることを得べく又此の送電線のC及Fの二地點より分岐しE又はH柱に至るものは之を配電線と認むることを得べきに付凡そ此の趣旨に依り取扱ふこととせられたし

七、問、電氣軌道事業ニ附帶スル電燈(軌道及停留場照明用)高壓及低壓配電線ハ本表及他表ニ於テモ全然記載ノ要ナキヤ又記載ノ要ナシトセバ一般電氣供給用配電線ニ之ガ併架シアル場合併架トシテ取扱フ必要ナキヤ

答、電氣軌道事業の附帶設備用配電線は本表は勿論第二表及第五表には記載するの要なし。従て一般供給用配電線に之が併架の場合に於ても併架の取扱を爲すの要なし。只附帶設備用電燈電力に就ては夫々の表に事業用として記載することとせられたし

八、問、事業用配電線(事務所又ハ工場用)ハ一般電氣供給用ニ加算揚上スルモノナリヤ

答、事業用配電線は一般供給用に加算記載するの要なきも兼營工場に對する配電線の如きは一般供給用として扱はれたし

九、問、電氣軌道事業ニ於ケル營業線以外(車庫及教習所内又ハ之ニ至ル迄其ノ他)ノ電車線路、饋電線路ハ揚上ヲ要スルヤ

答、電氣軌道事業に於ける車庫及教習所内又は之に至る迄の電車線路、饋電線路は揚上の要なし

一〇、問、夏季扇風機又ハ秋季ノ農事用小電力用ノミニ臨時ニ使用スル低壓回線モ第一表等ニ記載スベキモノナリヤ

答、期末に現存するものは記載せられたし

二、問、電氣鐵道ノ側線(待避線、避難線ヲ含ム)ニ架設シタル電車線ハ巨長及延長中ニ揚上スベキモノナリヤ

答、電氣鐵道の側線架設したる電車線等は記載の要なし

三、問、停車場構内ニ於テ鐵柱三本ヲ「クロスビーム」ニテ連絡セルモノハH柱ニ準ジ一基トスベキモノナリヤ

三、問、前問ノ場合工事ノ都合上一部分「スパンワイヤー」ヲ張りタルモノハ其ノ分ニ對シ別ニ一本トスベキモノナリヤ

答、鐵柱三本を「クロスビーム」にて連絡せしものは鐵柱三本として處理せられたし。工事の都合上一部分「スパンワイヤー」を張りたるもの亦之に全じ

### 第一表

一、問、道路ノ兩側ニ種類ヲ異ニスル地中電線路ヲ敷設シタル場合之ヲ併設ト看做シ得ルヤ。若シ併設ト認メザルトキハ「ダクト」又ハ「トラフ」ノ接近若クハ接シテ敷設セル場合モ同様ナリヤ

答、道路の兩側に種類を異にする地中電線路を敷設したる場合は之を併設として扱はざることゝせられたし。「ダクト」又は「トラフ」の接近若くは接して敷設せる場合も亦同様なり

### 第三表

一、問、支柱ハ本数ニ揚上スベキヤ

答、支柱は本数に數へざることゝせられたし

二、問、市營事業ニ於テ市有地ニ施設セルモノハ「自」ト冠シ官公有地欄ニ別記スベキモノト思料セララル、ガ如何

答、市營事業に於て市有地に施設せるものは「自」と冠し官公有地欄に別記することゝせられたし

### 第四表

一、問、饋電線ハ記載ノ要ナキヤ

答、地中饋電線路は記載を要す。尙與に發行せられたる質疑應答問三に對する答は「本表は凡ゆる地中線の電纜を含むものなり」の誤りに付了知せられたし

二、問、本表ハ注意事項(1)アルモ表ノ構成上電壓、製造者名、種類、心線數及心線ノ太サノ異ル毎ニ記載ヲ要スル事ト思料セララル、ガ如何

答、本表は注意(1)に定められたるが如く、特別高壓のものに在りては電壓及製造者の異なる毎に、低壓及高壓のものに在りては電壓の異なる毎に記載すれば足れり。

### 第五表

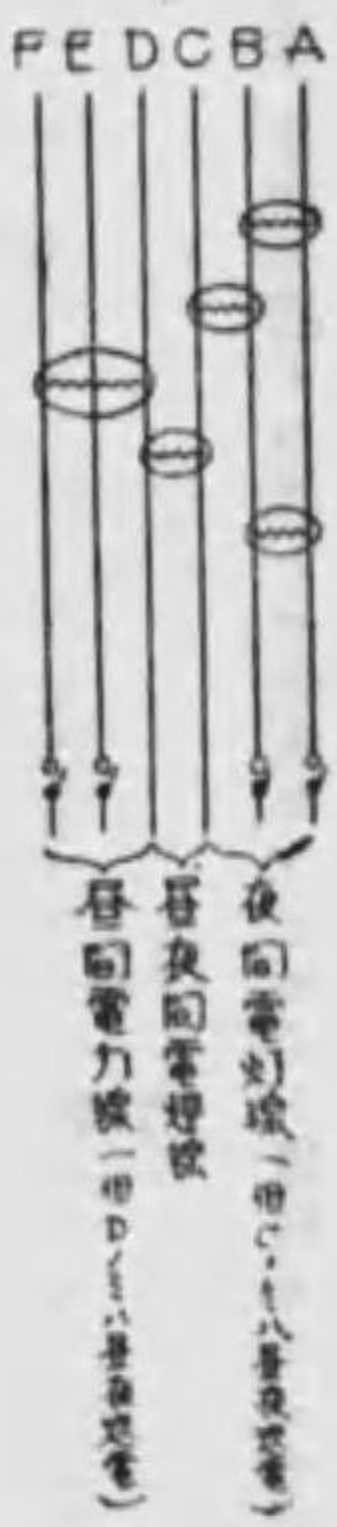
一、問、電力高壓線ヨリ電燈供給(電燈料金ニテ)ヲナス場合電燈負荷ノ動力負荷ニ比シ甚シク僅少ナル場合ニ於テモ嚴密ニ之ヲ電燈、電力併用線ト看做スベキヤ或ハ單ニ電力線トシテ取扱フモ可ナリヤ

答、電力高壓線より電燈供給を爲す場合、電燈負荷の動力負荷に比し甚しく僅少なる場合に於ても之を電燈電力併用線と看做し取扱ふことゝせられたし

二、問、低壓電力線(二〇〇V)ト低壓電燈線トガ接地線一線ヲ共用シテ四線引トシテ架渉シアル場合ニ於ケル回線ハ電燈電力併用線ナリヤ

答、質問の通り之を電燈電力併用線と看做し取扱ふことゝせられたし

三、問



右ノ如キ場合此高壓回線ノ電燈線、電力線、電燈電力併用ノ區分ハ如何ニスベキヤ

答、質問の如きものは此の六線を電燈電力併用一回線と看做し取扱ふことゝせられたし

四、問、相當互長ヲ有スル電力線ニ一ヶ所ダケ晝夜電燈ヲ供給セルモノモ電燈電力併用線トナスベキモノナリヤ

答、質問のものは電燈電力併用線として取扱を要するも之を可及的實狀に近からしむる爲其の電燈を供給する箇所を基點と



し一方を電力専用線とし他の一方を電燈電力併用線とする等適宜處理することゝせられたし

五、問、電線路互長實數欄ニ於ケル實數ハ如何ナル實數ヲ記載スベキヤ

	高壓	低壓	實數
計			
實數			///

六、問、實數欄ノ縦ノ合計ト横ノ合計トハ合致セザルモノト思料セラレガ如何

答、實數の縦横の合致する欄に記載すべき互長は配電線路としての實際の互長、即ち電燈用電力用又は其の高壓低壓等の區別に依らざる配電線路としての實際の互長を記載することを要す。即ち第一表又は第二表の配電線路の計又は合計を本欄に記載することゝなるなり

### 第六表

一、問、十燭光ハ十二、五「ワット」トシテ換算スベキヤ又ハ各事業者所定ノ率ヲ以テ換算スルモ差支ナキヤ

答、燭を「ワット」に換算に就ては昭和七年十一月逓信省告示二千二百二十號「電氣事業法施行規則第五十九條の規定に依る標準光度及標準光束の件」に依ることゝせられたし

二、問、從量ノ需用家が期ノ中途ヨリ定額ニ變更セル場合ノ記載方法ハ如何

答、從量の需用家が期の中途より定額に変更せる場合は定額の需用家として取扱はれたし

三、問、一家屋内ニ於テ二人以上ノ需用契約者アル場合ノ需用家數ノ掲上方法如何

本市ニ於テハ一家屋ニ一門標ヲ貼付シ需用家數ノ掲上基準トセリ

答、需用契約者が二人なる場合は假令家屋が一軒なりと雖も需用家數は二戸として取扱ふ外なるべし

四、問、電燈用何十「キロワット」トシテ特別契約ニ依リ供給セルモノニシテ其ノ「ワット」又ハ燭光別燈數不明ノモノハ之ヲ第六表ニ掲載

シ難シ斯カル場合其ノ取扱ヲ如何ニスベキヤ

若シ之ヲ特約電力トシテ第七表ニ掲載スルモノトセバ其ノ契約ノ要旨ニ基キ電燈料トシテ收受スル料金ヲモ特約電力收入ニ掲上スベキヤ

答、電燈用電力を特約契約に依り供給する場合は第七表に記載することゝせられたし。此の場合其の收入は、第二十一表損益表中利益の部電力料の特約料金に掲上することゝせられたし

五、問、定額需用家ニ於テ外燈其ノ他ノ看板廣告燈アル場合取附數ハ當然之等ノ合計燈數ヲ掲上スルモノト思料セラレ、ガ如何

答、質問の通りなり

六、問、前項ノ場合ニ於テ看板廣告燈ガ全ク異ル家又ハ處ニアルトキハ如何

答、此の場合に於ても同様なり

七、問、屋外燈ノミ供給契約ヲナス場合需用家數ノ掲上方法如何

例へば町内聯合街路燈、電柱廣告燈、橋上下燈、公共燈、看板燈等

若シ需用家トシテ掲上スルモノトセバ代表者申込ノ場合ニ於ケル需用家ノ掲上方法如何

答、一町村、一部落又は一組合等にて一括契約せる外燈は、其の一括契約を二需用家と看做し處理せられたし

看板燈又は電柱廣告燈等にして屋内燈と別に契約する場合は、之も亦一需用家として扱ふこととせられたし。但し此の場合に於ては、需用家實數に於て一需用家當取附燈數別にて二戸に計上せられ居るものを一戸に整理計上するの要あるものとす

八、問、點滅廣告ノ如キ取附數ト料金徴收ノ基準燈數トニ差異アルモノ、取附燈數ノ掲上方法如何

答、取附燈數と料金徴收の基準燈數とに差異ある點滅廣告燈の如きに在りても取附燈數は實際の取附數を掲上することとせられたし。此の場合には第二十一表に於ては之が收入を特約料金として掲上することとせられたし

九、問、屋外燈トハ共同燈、公共燈、橋上下燈、廣告燈、標示燈、街路燈、軒燈等總テ屋内ニ非ザル電燈ト思料シテ差支ナキヤ

答、質問の通りなり

一〇、問、調査期日ニ於テ休止中ノ不定時燈ニシテ事業報告書調製期間中ニ二回以上ノ點燈ヲナシタル場合ノ取附「キロワット」數ハ最近點燈ノ容量ニ依ルモノナリヤ最大ノ點燈容量ニ付掲上スルモノナリヤ

答、不定時燈は總て期末現在のもの報告すべきものなるを以て、一事業年度中に於て取附「キロワット」に變更ある場合は、結局其の事業年度中期末に最も近きものゝ取附「キロワット」に依れば可なり

二、問、養蠶燈ハ從來刊行セラレタル質疑應答ニ依レバ不定時燈トシテ取扱フ可キ事トナリ居レルモ當局ノ供給方法ニ於テハ養蠶燈ヲ區

分セントスレバ需用家各戸ニ付年々調査ヲ爲スカ又ハ見込ニ依リ掲上スルノ外ナク隨ツテ正確ヲ期シ難シ如斯場合ニ於テモ猶之カ區分掲上ヲ要スルヤ

答、養蠶燈を不定時燈として取扱ふべきは本表注意(5)にも示す所なり。而して電燈の供給種別を定時、不定時、臨時等に區別せしむるとするは、從來供給規程上又は實際の取扱上、之等の區別を以て觀念せられ居ると共に、將來に於ては之等供給種別の異なるに伴ひ料金の算定其の他は、何れの期にか此の種の分野に於て區別整理せらるゝことあるべきを豫想し得らるゝが故なり。然も養蠶燈は其の性質上期間的に使用せらるゝを以て、定時に使用せらるゝ常時燈とは取扱上又自ら相違あるべく旁之が類別計上を爲さしむることゝなしたるものと認めらるゝに付、規定の通り報告せらるゝこと肝要なりと思料す。尤も養蠶時には養蠶燈として使用し其の他の時期には之を他の用途に於て引續き使用するが如き關係にもあるものならば、之は當然定時燈として取扱ふべく不定時燈たる養蠶燈としての取扱を爲す要なきものなり

三、問、事業用トシテ掲上スベキ範圍如何

(例) 停留場、車庫、工場、踏切箇所、遊園地、道路(線路)照用ハ包含サル、ヤ

答、停留場、車庫、踏切箇所及軌道の照明用電燈は之を事業用とし兼營事業の工場、遊園地等は一般需用家として取扱はれたし。但し供給事業と鐵道事業とを兼營する事業に於て、停留場、車庫等に對し電氣鐵道事業用とせずして供給事業の方面より一般需用家として電燈供給を爲すものなるときは之は當然一般需用家として取扱ふことを要す

三、問、電氣軌道事業ニ於ケル信號燈(交叉點其ノ他ニ於ケル)ハ事業用電燈トシテ掲上スベキモノナリヤ

答、電氣鐵道事業に於ける交叉點其の他に於ける信號燈は事業用電燈として扱はれたし

四、問、第六表中ニ於ケル總計欄中、内小型電氣器具承口數ト第八表中ニ於ケル總計欄中電熱以外再掲トハ其ノ意味頗ル混同シ易キニ付

電氣事業報告書、第六表

具體的ニ例示ノ上説明サレタシ

答、本表中總計欄の内小型電氣器具承口數に記載すべきものは其の小型電氣器具に使用する電力の料金が普通の電燈供給規程に依り一般の從量電燈の料金並に算定せらるゝ場合のものを掲上すべきなり。又第八表中電熱以外再掲に記載すべきものは、特定の小型電氣器具の使用に對する電力供給に付別に規程もありて之に依り其の電力料金の算定せらるゝ場合のものを之に記載すべきなり

一五、問、電流制限器使用ノ場合取附計器容量ヲ如何ニスベキヤ

答、電流制限器使用の場合と雖も計器容量は計器其のものゝ容量を記載せられたし

一六、問、屋内設備(「コード」以下取附ナシ)ヲ殘置セル廢止燈ハ、何等報告セザルモノナリヤ

答、質問の通りなり

一七、問、「コード」以下取除キタル廢止燈ハ休止燈欄ニ掲上セズトスレバ取附燈數ヨリ全然除外シテ可ナリヤ

答、質問の通り廢止燈は取附燈數に掲上せざることゝせられたし

一八、問、活動寫眞光線用ノ弧光燈ニシテ設備常置スレドモ臨時ニ使用スルモノハ臨時燈トシテ取扱フベキヤ又ハ不定時燈ナリヤ

答、設備は常置するも其の使用は季節的又は期間的の觀念を伴はず全く臨時のものなるに於ては臨時燈として取扱ふことゝせられたし

一九、問、二、三期間モ點燈セザル不定時燈ヲモ點燈當時ニ通りテ其ノ燭又ハ「ワット」別ニ記載スル要アリヤ

答、廢止に至らざるものは之を掲上せられたし

二〇、問、放電燈ノ燭數算出方法如何

答、放電管燈用變壓器の數に依ることゝせられたし

二一、問、供給規程ニ規定セザル定額供給ノ特殊電燈例(「ネオンサイン」一五〇「ワット」投光器、燈明燈ハ「ワット」又ハ燭別欄ニハ如何ニ取扱フベキモノナリヤ

答、「ネオン」管燈は其の「ヴォルトアムペア」を「ワット」と看做し記載せられたし。又投光器は其の「ワット」を記載せられたし。燭別の記載は共に其の要なし

二二、問、「ネオンサイン」ハ「ヴォルトアムペア」ヲ「ワット」トシテ相當欄ニ記載シ差支ナキヤ

答、「ネオンサイン」は「ヴォルトアムペア」を「ワット」と看做し記載せられたし

二三、問、「アーク」燈ハ從前通り(四「キロワット」二千五百燭)トシテ取扱ヒテ差支ナキヤ

答、「アーク」燈は「ワット」別に依られたし

二四、問、第七表及第八表中從量欄ニ於テハ契約「キロワット」數ヲ掲上スルニ、第六表從量欄ニハ契約「キロワット」欄ナク取附計器容量欄アリ右ハ第二十一表ト見合ス關係上契約容量ヲ掲上スルガ妥當ナリト思料セラル、モ如何

答、本表取附計器容量欄には計器其のものゝ容量を記載せられたし

三、問、自動閉塞信號機ノ電燈ハ事業用トシテ加算スベキモノナリヤ

答、自動閉塞信號機用電燈は事業用として扱はれたし

三六、問、前回ノ質疑應答ニ於テ

問、不定時燈ニシテ使用狀態ヲ休止シ其設備ヲ撤去シタルモノハ之ヲ掲上スベキモノナリヤ

答、不定時燈トシテ使用セラルベキ狀態ヲ一ト先ヅ止メ其設備ヲ撤去セルモノヲ不定時燈トシテ取扱フベキモノナリヤトノ實

問ト思料セラル、モ是ハ其ノ事業年度ニ於テハ尙不定時燈トシテ取扱ハレタシ

トアルモ根本ニ於テ撤去サレタルモノヲ現在數トシテ掲上スルノ要ナシト思料スルガ如何

答、第六表中不定時燈に付ては期末現在の事項を記載せば足るも第二十一表中不定時燈料金に於ては其の事業年度間のものを記載することを要するとの意と了解せられたし

三七、問、前問ニ於テ不定時燈ニ付テハ期末ノ現在數ヲ記載スベシトノコトナルモ、前回質疑應答ノ(十六)ニ概觸スルヤニ思料セラル、ガ

如何。即チ期末現在數トハ期中途ニ於テ設備ノ撤去セラレタルモノヲ除ク意ナリヤ

答、前問の應答に於ける「期末現在の事項を記載せば足る」とは、質問の通り「本表に於ては、期中の中途に設備の撤去せられたるものを除き記載せば足る」との意なり

三八、問、前回質疑應答ニ於テ

問、露天電燈ハ不定時燈ニ入ルベキモノナリヤ(京都市ニ於ケル露天電燈ハ代表者ヲ定メ豫メ定メラレタル場所及日時ニ於テ特

別ノ料金ニ依リ供給ス)

答、露天電燈ハ不定時ニ入ルベキモノナリヤニ付テハ結局不定時燈ノ解釋ニ於テ露天電燈ガ不定時燈ノ中ニ入ルベキモノナリヤ

否ヤニ依テ決メラルベキモノト思料ス、併シ乍ラ京都市ニ於ケル露天電燈ノ例ニ依テ考フレバ是ハ不定時燈ノ解釋ヲ嚴重ニ

スルトキハ當テ該マラメ點アリテ臨時燈ノ性質ヲ有スルヤニ思料セラル、モ本件ニシテ配線器具ヲ相當常置シアリト考ヘラ

ル、事情ニアルモノナレバ是ハ便宜不定時燈ト看做シ處理スルモ差支ナカルベシ

トアルモ本市ノ如ク使用後直チニ設備ヲ撤去スルモノハ臨時燈トシテ處理差支ナキヤ

答、配線器具を相當常置するの觀念を伴はず、使用の都度設備の全部を撤去する露天電燈の如きは、臨時燈として取扱ふ外なかるべし

三九、問、前回質疑應答ニ於テ

問、從量電燈ト併用スル扇風機炬燵等ハ期末現在ニ於テ無キトキハ承口數ニ掲上セザルモ差支ナキヤ

(第八表ニ於テモ同様ナリ)

答、從量電燈ト併用スル扇風機及炬燵等ハ毎年其ノ時期ニ繰返シ使用スルモノニシテ其設備タル承口ハ常置セラレアルヲ以テ本

表ニ於テハ注意書九ノ示ス所ニ依リ不定時電燈トシテ處理スベキモノトス

トアルモ季節ノ如何ニ拘電燈ノ使用モ可能ナル取扱ナセル本市ノ如キ供給規程ニヨルモノハ其ノ取付數全部ヲ本表ノ從量ニ

含マシメテ差支ナシト思料セルガ如何

答、例へば承口一箇を併用して從量電燈料金に依り電燈と扇風機又は炬燵とに供給するが如き場合のものゝ取扱方と思料するも、此の場合に於ては從量燈一箇と見る外、更に扇風機と炬燵との供給に付之を本表注意書九の示す所に依り不定時燈としても取扱ふことゝせられたし

第七表

一、問、契約口數ハ電氣協會發行ノ質疑應答(10)ニ依レバ「メーター」二個ノ場合料金率異ナルニ於テハ二口トシテ取扱フベシトアルモ料金率ニ依テ口數ヲ決定スルモノトセバ定額使用ニ對スル質疑應答ノ趣旨ト相反スルガ如シ、從量使用ノ場合ニ限リ料金率ニ依テ口數ヲ決定スル趣旨ナリヤ

答、契約口數は定額と從量とを問はず飽く迄契約其のものゝ口數に依るものなり。然れ共之を例外なく貫くことゝせんか異例の契約にありては不合理となるべきに依り、之等のものに對しては普通一般の契約の例に倣ひ其の契約の料金の立方より見て契約口數を定めんとせるに過ぎず。即ち例へば定額又は從量に依り一定の電力を一般供給規定に依り供給する場合に於ては、之が普通の契約に在りては其の最大電力數に對し供給規程の定むる所に依り料金の算定せらるゝを常とすべし。然るに若し其の最大電力數を基とし料金の算定せらるゝことなく例へば其の最大電力數を二分せるものを基とし料金の算定せらるゝが如き場合、即ち一口として契約は爲せしめ料金の算定方より見るときは二口の契約を爲せると全様に扱はれ居るものありとせんか、斯は一契約とするこゝの異例に屬し一般的には二口の契約を爲すを普通とすべきが故に、此の種のものあらば之を適宜二契約として扱ふことを要すとの趣旨なり

二、問、契約口數ハ左ノ如ク解釋シテ差支ナキヤ

(定額ノモノ)

一 需用家一臺ノ電動機ハ問題ナキモ、一需用家ニ對シ二臺以上ノ電動機摺附ノモノニシテ摺附電動機各個ノ電動機容量ニ依リ料金ヲ申受クルモノハ二口以上ト看做シ、摺附電動機ノ合計容量ニ依リ料金ヲ申受クルモノハ總テ一口トス  
(從量ノモノ)  
同一「メーター」ニ依リ電氣ヲ供給スルモノハ二臺以上ノ取附アリト雖モ總テ一口トス(「メーター」ノ異ルモノハ「メーター」ノ數

ダケノ口數トナル然ラザレバ「本期間供給キロワット時數」ノ調査記入ニ困難ヲ來ス)

答、契約口數に付ては大凡質問の通り解釋せられ差支なかるべし。然れ共箇々の契約に付此の解釋を適用するに當りては前問に對する應答の趣旨を十分吟味斟酌せられたし

四、問、電力申込ヲ契約書ノ如キモノニ依ラズ單ナル申込書ニ依リ受理セル場合ニ於テ、一需用家ヨリ時日ヲ異ニシ數口ノ申込ヲ受ケタル際ノ契約口數ハ如何、又全一需用家ニ對スル定額從量併用供給ニシテ從量契約ガ特定料金ニ依ルトキノ口數ハ如何

答、電力の供給にして單なる申込書に依り受理せらるゝ場合に於て、一需用家より時日を異にし數口の申込を受けたるもの契約口數は、其の數口の申込を纏め一口の契約として取扱を爲すか又は其の數口の申込を其の儘數口の契約として取扱を爲すかに依り區別し、前者は之を一口又後者は之を數口の契約として扱ふことゝせられたし  
次に全一需用家に對する定額從量併用供給にして從量契約が特約料金に依る場合の口數は、定額供給に付之を一口として定額欄に夫々記載し又從量供給に付之亦一口として從量欄に夫々記載せられたし。此の場合定時合計欄に於ては契約口數は前記の合計即ち二契約と計上すべきも需用家實數は之を一として掲ぐることゝせられたし尙契約口數に付いては前各號の質問に對する應答の趣旨を參酌せられたし

五、問、同一名義人ニシテ使用場所ヲ異ニセル電力供給ノ場合ニ於ケル需用家數ノ掲上方法如何(第八表ニ於テモ同様ナリ)

答、同一名義人との電力供給契約にして使用場所を異にする毎に電力供給契約をも異にする場合に於ては需用家數の掲上は如何にするやとの質問と思料するも、此の二口以上の契約が何れも定額、何れも從量又は何れも不定時と言ふが如く同一種類のものなる場合には之を一需用家數として扱はれたし。然れ共若し之が種類を異にする場合、例へば定額と從量との二種類なる場合の如きに在りては何れにも之を一需用家と掲上し合計の需用家實數に於て之を一需用家と掲上する

こととせられたし。定時電力と不定時電力との供給の場合に於て總計需用家實數欄の記載方に付又之に全じ。

六、問、一口百「キロワット」未滿ノ需用家ニシテ定額、從量併用ノ場合ハ契約口數ガ一口ニテモ定額ハ定額欄ニ從量ハ從量欄ニ分記スベキヤ(第八表ニ於テモ同様ナリ)

答、定額、從量併用ノ需用家に對しては之を一契約を以てする場合に於ても定額は定額欄に從量は從量欄に分記することとせられたし

七、問、一口百「キロワット」未滿ノ需用家ニシテ電動機、電熱併用ノ場合ハ第七表、第八表ノ何レニ記載スベキヤ即電動機ハ第七表ニ電熱ハ第八表係分記スル必要アリヤ

答、普通電力供給規程に依り供給する電動機其の他は第七表に記載すべく、普通電力供給規程に依らず電熱其の他の供給規程に依るものは第八表に記載すべきものなり

八、問、計器一箇ニテ電動機、電燈、電熱等ヲ計量スル場合ニ於ケル使用量ノ記載方法如何

答、電燈、電動機、電熱用等として一箇の計器を以て供給する電力は之を本表の電力として記載すべく、從て使用電力量も此の電力に對する使用電力量として其の全使用電力量を記載せられたし

### 第八表

一、問、毎年夏期及冬期三ヶ月間宛定額供給スル扇風機、炬燵及之ニ類スル電氣機器等ハ不定時ニ算入スベキモノト思ハル、モ承口一個(常置)ヲ以テ夏期ハ扇風機、冬期ハ之ヲ炬燵ニ使用スル場合ニ於テハ契約口數ヲ二口トシテ取扱フベキヤ

又然リトセバ該期間ニ使用セザルモノヲ報告スルコト、ナルモ差支ナキヤ

答、承口一箇を以て夏期は扇風機又冬期は炬燵に定額供給する場合の契約口數は、之を二口として扱ひ其の期間中に實際使用せざるものゝ報告は前期のものに依ることとせられたし

二、問、電熱ノ臨時的ノモノ(ストーブ)ハ如何ニスルヤ

答、本表に於て「ストーブ」は不定時として扱ふこととせられたし

三、問、前問「ストーブ」ノ設備ヲ取外スモ不定時トシテ取扱フベキカ、若シ臨時ナレバ第何表ニ記載スベキヤ

答、設備を取外すも毎年一定期に反覆使用せらるゝ「ストーブ」は之を不定時として取扱ふこととせられたし

四、問、從量電熱ニ「ラチオ」ヲ併用スル場合及從量電熱ニ小型電動機ヲ切替使用スル場合ハ當社ニ於テハ最低使用電力量ヲ増加シ居ラズ、再掲欄ニハ如何ニ取扱フベキモノナリヤ

答、從量電熱に「ラチオ」又は小型電氣器具を併用する場合に於ては、其の最低使用電力量に關する規定の有無に拘らず其の「ラチオ」又は小型電氣器具に關し本表相當欄に夫々の事項を掲上することとせられたし

### 第九表

一、問、自家用電氣工作物施設者及其ノ他ノ欄ニハ「例ヘバ一契約數全部ガ自家用ノ場合ハ問題ナキモ」一部自家用(電燈ノミ自家用)ノ場合ハ電燈ヲ自家用欄ニ其他ノ電動機、電熱等ヲ其ノ他ノ欄ニ分記スベキヤ或ハ電燈ノミ自家用ノ場合ニテモ一契約數全部ヲ自家用欄ニ記入スベキヤ

答、一契約を以て一需用家に對し其の施設に係る「自家用電氣工作物」と自家用電氣工作物に非ざる「其他」の部分とに電力を供給する場合に在りては、之を主たるものに纏め處理することゝせられたし

二、問、第九表ニハ休止中ノモノハ記載ノ必要ナキヤ

答、休止中ノモノ之を記載し備考欄に休止の旨附記することゝせられたし

三、問、第九表ニ於テ合計欄ノ地點數ハ供給者側ノ發電電所數ニモ非ズ又契約口數一口ニシテ發電地點ニケル所以上ノ場合モ供給地點數ヲ一口トシテ掲スルナラバ結局一契約即チ一地點數ノ意ナリヤ

答、合計及總計欄に記載ある地點數の掲上方に關する質問と思料す即ち此處に記載すべき供給地點數に付ては、普通多くの場合の所謂一契約一供給地點の例を採り地點數を表はしたるに過ぎざるを以て、本表記載のものに若し一契約にて數箇の供給地點あるものを含むが如き場合に於ては、此の合計及總計の地點數は特に供給地點數に依らず契約口數の合計を記載することゝせられたし

四、問、計器一箇ニテ自家用ト一般供給用トナ併用セル場合ニ於ケル使用量ノ記載方法如何

答、本問は本表一の問に對し應答せる所に依り處理することゝせられたし

五、問、本表トハ大別セル用途別ナリヤ又ハ細別セル用途別ナリヤ

答、大凡第十表注意書(一)の細分類せる所に依られたし

### 第十表

一、問、第七、第八、第九、ノ各表ノ總計ト第十表ノ合計トハ同數ニナルモノナリヤ

答、質問の通りなり

二、問、百貨店、浴場、赤十字病院、採炭者等ノ「クラブ」等ハ孰レニ記入スベキヤ

答、質問のものは注意書(一)の「其他」の内に「百貨店」「浴場」「病院」等と區分記載することゝせられたし

三、問、第七表ノ「不定時電力欄」ニハ不定時供給ニ對スル「從量供給電力量」ノ欄ナキモ本表ノ「本期間從量供給キロワット時數」ニハ之ヲ合計記入スベキモノナリヤ

答、不定時供給の從量電力は本表の從量供給「キロワット」時數に含ましめざることゝせられたし

### 第十一表

一、問、計器一箇ニテ電燈、電力、電熱等ヲ併用セル場合ニ於ケル記載方法如何

答、質問のものは電力用として記載することゝせられたし

### 第十二表

一、問、各表共營業線別に記載スル方便利カト思ハル、モ其ノ必要ナキヤ(第十三表第十四表ニ於テモ同様ナリ)

答、營業線別に記載するの要なし

二、問、鋼索線ニ於テ二回線アル場合單線二條トスルヤ複線ト看做スヤ

答、實情に依り區別記載せられたし

三、問、涉り線ハ鐵道延長ニ加算スベキモノナリヤ

答、涉り線は延長に加算せられたし

四、問、車庫線ハ側線トシテ處理シテ可ナリヤ

答、質問の通り車庫線は側線として處理せられたし

五、問、側線中ニテ電車線ヲ施設セザル部分ヲモ掲上スベキヤ

答、側線中電車線を施設せざる部分のものに對しては記載の要なし

### 第十三表

一、問、電氣鐵道ノ附帶設備用電力量ハ第十三表ニ包含セシムルヤ

答、電氣鐵道の附帶設備用電力量は包含せしめざるこゝにせられたし

### 第十四表

一、問、一車一軒平均トハ電氣機關車、客車、貨車全部ヲ含ムベキモノナリヤ

答、質問の通りなり

### 第十五表

一、問、平均最大受電力ノ算出ニ付テハ受電セザル日アルモ總曆日數ニテ除スベキモノナリヤ

答、質問の通りなり

二、問、當社ニハ尖頭負荷用蓄電池(出力四、〇〇〇KW)アリ如何ニ取扱フベキヤ

答、蓄電池に關しては本表に記載するの要なし

三、問、注意書(五)ニ於ケル所内電力トハ所内電燈、電熱、動力ノ合計電力ナリヤ

答、質問の通り所内電燈、電熱、動力等の合計力を電記載せられたし

四、問、注意書(七)ニ於ケル認可最大出力トハ電氣事業法施行規則第五條ノ最大出力ノ意ナリヤ

答、質問の通り發電所又は受電地點に於ける認可最大出力の意なり

### 第十六表

一、問、石炭産地名(縣郡名、炭坑名等)ノ記載方ヲ例示セラレタシ

答、石炭は夕張粉炭、筑豊粉炭、撫順粉炭、撫順塊炭、撫順切込炭等炭坑名を附記することとし、重油はカリフォルニア重油、タラカン重油、日本石油鶴見第一號重油、三菱重油等實際取引上に用ひらるゝ名稱を記載することとせられたし



二、問、燃料消費量ニ於テ所内用及發電(供給)セザル場合ニ於ケル石炭ハ含マシムベキヤ否ヤ

答、質問のものは之を燃料消費量に含ましめられたし

### 第十七表

一、問、有線通信設備欄中其他ニ屬スルモノヲ説明願ヒタシ

答、本表中有線通信設備の其他に屬するものは殆ど其の大部分は私設電信規則第二條第三號に依る電信電話とす。而して此の通信設備の内電氣工作物規程本則第九十一條の規定に依るものは別に記載すべき欄あるを以て、之を除きたる他の高壓及特別高壓の電氣を使用する電氣事業用電信電話設備を此の其他の欄に記載すべきものなり

二、問、外線ヲ有セザル屋内配線ノミノ電話回線ハ回線延長ニ加算スベキモノナリヤ

答、質問のものは回線延長に加算せざることゝせられたし

### 第十八表

一、問、事務及工務ノ分類方ニ付例示セラレタシ

例ヘバ従前ノ車掌、運轉手、轉轍手、信號手等ハ何レノ欄ニ記載スベキモノナリヤ

答、車掌は事務として又運轉手、轉轍手及信號手は工務として扱はれたし

二、問、同一人ニシテ配電線路竝ニ需用者屋内工作物ノ補修及維持ニ従事スル者ハ孰レニ整理スベキヤ

答、其の主たるものに據り記載することゝせられたし

### 第十九表

一、問、電氣鐵道事業專營ノ場合ニ於ケル建設工事假定期科目ハ電力設備以外ヲ一括シテ可ナリヤ

答、電氣鐵道事業專營の場合に於ける建設工事假定期科目は何々間建設費中に一括掲記せられたし

二、問、配電線用備品ハ營業設備中ノ備品トシテ整理スル如ク思考セラル、モ之等備品ノ修繕費ハ配電費トシテ整理セラルベキヤ

答、質問の配電線用備品にして配電設備專屬の備品の意ならば、之を營業設備中の備品とせず配電設備中の備品に整理するを妨げず、従つて此の場合には其の修繕費は、配電費の科目中本何支店の修繕費として掲上することゝせられたし

三、問、同一變電所ノ設備中ニテ三萬五千「ヴォルト」以上ト以下(一次變電所及二次變電所)ノ設備アリテ其ノ區分ヲ爲シ難キ場合ハ如何ニスベキヤ

答、質問の如き變電所は三萬五千「ヴォルト」以上のものとして整理すべきものとす

四、問、供給設備送電線ノ内架空、地中ノ次ニ「其他」トアリ之ハ水底線ノ如キモノヲ指サヤ又ハ他ニ「其他」トナルベキ種類ノモノアリヤ

答、「其他」とは勘定科目の架空電線路及地中電線路以外の項即ち用地、建物、開閉所、獨立電話線路、備品、總係費等を指すものとす

五、問、前回ノ質疑應答ノ(八)ニ於テ本社、支社ヲ營業單位トシテ可ナリトアリタルモ、斯カル場合ニハ必ず五ヶ營業單位トシテ整理ス

ベキモノナリヤ又ハ任意ノモノナリヤ

答、任意なるものに非ず

具體的事實に就てするに非ざれば確答し難きも、一般的には本社と支社とは各獨立したる營業單位を成すものなるが故に、之を區別して整理するを原則とす(質問「五ヶ營業單位」は二ヶならず)

### 第二十一表

一、問、損益表中送電費ハ三萬五千「ツオルト」ヲ境トシテ分割スルコトニ相成居ルモ送電線共通ノ經營ニシテ不可分ノモノハ如何ニ取扱フベキヤ

(例)數個ノ送電線ニ共用スル備品ノ修繕費

數個ノ送電線ニ關スル電話線ノ修繕ヲ擔任スル電話工夫ノ給料

答、例示の備品又は電話線が整理され居る實際の設備の電壓に依り何れかに取扱ふこととせられたし

二、問、電氣鐵道事業專營ニアリテモ事業外經常損失ヲ表示ノ通り記載スル要アリヤ

答、電氣鐵道專營事業に於ける事業外經常損失は他事業損失中電氣鐵道費に一括掲記せられたし

### 第二十二表 送電系統圖

一、問、送電系統圖ノ代用トシテ送電關係一覽圖ヲ提出シテ差支ヘナキヤ

答、本表注意書(一)に依り送電系統圖を提出することとせられたし

## 二、發電及送電豫定計畫資料

### 第一表

一、問、平均電力ノ欄ニテ「旬平均」ノ算出法ニ關シ毎日ノ平均電力合計ヨリ算出スベキヤ又ハ合計電力量ノ一日平均ヨリ算出スベキヤ

答、同一の結果となるを以て孰れの方法に依るも可なり

尙この機會に於て第一表發電及受電實績旬報並に第四表負荷實績旬報記載方に關し念の爲申添へん

一、「第一表發電及受電實績旬報」中の平均電力の欄には一日の發電又は受電時間數の如何に拘らず一日の發電又は受電々力量を「廿四」にて除したるものを記載すべきものにして、この點は第一表發電及受電實績旬報の注意、にも記載しあるも、往々にして一日の電力量を實際の發電時間數にて除し平均電力を算出したるものを見受くるを以て注意ありたし

次に發電及受電々力量及最大發電及受電々力の旬平均及一ヶ月平均の欄には、發電又は受電日數の如何に拘らず、旬又は一ヶ月の電力量合計又は最大電力合計を、其の旬又は一月中の總日數にて除したるものを記入せられたし

以上の點は第四表負荷實績旬報に關しても同様なり

二、次に全しく「第一表發電及受電實績旬報」に於て、「合成最大電力」欄に於ける「水力」「火力」「水火力合成」及「受電」の各欄には各々の合成最大電力を夫々記入し、更に其の總合成を記入すべきものなるも、往々にして總合成最大電力の發生時刻に於ける水力、火力、受電等の電力を記入せるものを見受くるを以て、この點注意ありたし

「第四表負荷實績旬報」に就ても同様合成最大供給電力欄に於ける「電燈電力」「電氣鐵道」「電燈電力電鐵合成」「電氣事業者に對する供給」の各欄には、各の合成最大電力を夫々記入し更に其の總合成を記入すべきものにして、總合成最大供給電力發生時刻に於ける「電燈電力」「電鐵」「電氣事業者への供給等」を記入するは不可なり

三、第八表電力潮流實績圖に記載すべき發電力、送電力、供給電力は注意にも記載ある如く全系統の總合成負荷が最大なる時刻に於ける各發電所受電地點等の電力及送電力を記入すべきものなるも、往々總合成最大電力發生時刻に無關係に、各發電地點等の最大電力を記入するものを見受くるを以て注意ありたし

尙全圖には「合成最大電力發生時刻」をも併せて記入すると共に全圖中發電所の符號内には認可最大出力を記入することとせられたし

二、問、「注意事項第十四」ニ依ル記入事項ニ關シ左記ノ場合モ記入スベキヤ不必要ナリヤ

(イ)日曜、祭日及季節其ノ他ニ依リ負荷ノ増減アル場合

(ロ)送電系統ノ變更ニ依リ一部ニ負荷ノ増減アル場合

答、記入すべし

三、問、最大五日平均ハ其ノ月五日以内例ヘバ一日二日三日ノ外ハ發電セザルトキニ於テモ五ニテ除スベキヤ

答、質問の通りなり

### 第四表

一、問、電氣鐵道用變電所ノ軌道上照明及高速度電鐵用照明其ノ他諸動力等ノ電力量ハ電燈電力用トスベキヤ或ハ他ノ何處ニ記入スベキヤ

答、電氣鐵道用に記入すべし但し電氣鐵道用電力を直流にて記入せる場合は附帶設備用電力は毎日を記入せず、毎旬の合計及一ヶ月の合計の欄のみに交流側にて計量せる電氣鐵道用電力と合計して之を記入し備考欄に其旨附記すべし

二、問、電燈電力用變電所ノ一般供給配電線路ヨリ受電セル電鐵變電所用電力及電力量アル場合該電燈電力變電所ノ電力及電力量ハ前記ノモノヲ控除シテ電燈電力用トスベキヤ又ハ含マシムベキヤ

答、電燈電力用變電所の電力及電力量は電鐵變電所用電力及電力量を控除したるものを記入すべし

三、問、變電所ノ一般供給配電線路ヲ經由セズ受電線ヨリ直接大口需用家ニ供給スル電力量ハ該變電所ノ電力量ヨリ區分スベキヤ合計スベキヤ

答、計量點電壓を異にする場合は區別し然らざる場合は合計を記入すべし

四、問、負荷率最大五日平均ハ負荷率ノ最高五日ヲ平均スルヤ

答、然らず。注意書(九)に依り記載せられたし

### 第九表

一、問、送電線路表中ノ送電容量ハ竣工明細書架空送電線路注意書(一)ヲ適用シテ可ナリヤ

答、送電容量は電壓且長の如何に拘らず計畫ある送電線路全部に對し記入せられたし

### 三、其の他

一、問、電氣事業會計規程ニ依ル貸借対照表其ノ他ノ報告書ノ用紙ニ付テハ電氣事業報告書用紙ト規格ヲ同一ニスベキヤ  
 答、同一にするを可とするも、必ずしも之を強ひず

二、問 従業員ヨリ毎月一定ノ金額ヲ給料ノ一部ヨリ控除シテ積立ツルモノト、其ノ代用トシテ其ノ會社ノ株式ヲ宛ツルモノトアル場合  
 一ハ従業員預リ金トシ一ハ預リ有價證券トシテ整理スルモ可ナリヤ  
 答、質問の通り整理して可なり

三、問、電氣事業會計規程第十一條ノ關聯興業費及營業費ハ電氣供給事業ガ大部分ヲ含ムル會社ニ在リテハ便宜其ノ主タル事業ノ當該費用ニテ整理シ分割セザルモ可ナリヤ  
 答、分割するを要するものとす(第十一條とあるは第十二條ならん)

四、問、施行規則第九十一條中營業報告書ハ別ニ様式ノ制定ナキ様ニ考ヘラル、ガ、一般考課狀中ニ記載スル事業概要ノ如キモノニテ差支ナキヤ普通事業概要貸借対照、損益計算、利益金處分等考課狀中ニ收ムルヲ以テ、右ハ考課狀ヲ提出セバ差支ナシト考ヘラル  
 ルモ如何  
 答、差支なし

五、問、電力振替勘定ハ借方記入ガ損勘定ニ掲上サルベキ場合ノミニ用ヒラル、モノナリヤ、例ヘバ當社ニ於テハ從來擴張工事使用電力量(自社供給)ノ貸方記入ハ營業收入ニテ整理セリ、斯クノ如ク借方記入ガ財産勘定ニテ行ハル、場合モ電力振替勘定ヲ用ヒテ可  
 ナリヤ

答、電力振替勘定は借方記入が資産勘定にて行はるゝ場合に用ふるも差支なし

六、問、發電電所ニ於ケル母線、電線以外ノ電線、(配線用)及碍子ハ「配電盤及開閉装置」ニテ整理スベキヤ、又ハ「機械器具」ノ雜係ニテ整理スベキヤ  
 答、質問の母線、電線以外の電線及碍子が所内用にして且屋内のものを指す義ならば、發、變電所建物中の夫々の目に整理するものとす

七、問、汽力發電所ニ於ケル左ノ設備ヲ整理スベキ項目如何

(イ)エコノマイザーノ煉瓦積

(ロ)汽罐用水ヲ井戸ヨリ引水シ之ヲ一旦貯水スベキ貯水槽

答、(イ)蒸汽發生設備中の節炭器に整理するを可とす

(ロ)汽罐用水を井戸より引水し之を一旦貯水する小容量の水槽は、之を冷却及水道設備中の水道に整理すべく、又清水の大容量貯水設備は之を冷却及水道設備中の貯水池に整理するを可とす

昭和八年九月四日印刷  
昭和八年九月七日發行

不許複製

定價(送料共)

會員 金貳拾錢  
會員外 金貳拾五錢

編纂發行  
兼印刷者  
松本虎吉

大阪市北區堂島中二丁目九番地  
社團法人 電氣協會關西支部內

印刷所  
中央印刷合資會社

大阪市北區東野田町九丁目九番地  
電話東二二八〇・五一二一

發行所

大阪市北區堂島中二丁目九番地  
社團法人 電氣協會關西支部  
電話北(四)五三六・四五六・六二〇  
振替口座大阪三〇九〇〇

終

